

改正案			現行
7 町長	おいらせ町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業実施要綱(平成26年おいらせ町告示第24号)に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報 地方税関係情報	

3 1 議案第34号関係

おいらせ町ハートピア基金条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
(積立て) 第2条 毎年度基金として積み立てる財源は、新しい市町村振興宝くじ(オータムジャンボ) <u>及び市町村振興宝くじ(サマージャンボ)</u> に係る交付金を充てるものとし、積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額の範囲内の額とする。	(積立て) 第2条 毎年度基金として積み立てる財源は、新しい市町村振興宝くじ(オータムジャンボ)に係る交付金を充てるものとし、積み立てる額は、当該年度の一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額の範囲内の額とする。

3 2 議案第35号関係

おいらせ町東日本大震災復興交付金基金条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
附 則 1 略 (この法令の失効) 2 この条例は、 <u>平成33年3月31日</u> 限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。	附 則 1 略 (この法令の失効) 2 この条例は、 <u>平成28年3月31日</u> 限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。